^{機式第4号(第2条、第3条関係)}														1				
		اِ	尼 重		声当	• 朱	手例	給	付	額改								
											提	出	年 月	日	※ 受	付確	認年	月日
清	瀬	市:	長	殿						ŕ	介和		•	•	令 和	•	•	•
受	フリ	ガナ	ļ												昭和	-		
文	氏	名								印		生年月日			年 平成		月 日	
給			 												1 /3/2			
者	住 所 清瀬市											貫	 直話	()		
	(Modern and N.) N. S. der and O.																	
	増 額 又 は 減 額 の 別 															須・	減	額
	増額又は減額の原因となる児童																	
氏	3		名		続柄		生年月日		同居・別 居の別	海外留学し 場合の出国			住 (別居の場	所 ^{場合)}	監護の 有 無		※児童と 該当す	
									同			†			有	同一	•未成年後見	
						• •		· 別	年月	月				無	• 維持	・父母指定者 寺 ・同居父母		
									同						有	同一	・未成年	後見人
							•	• 別	年	月				· · · ·	• 維持	•父母指定者	定者	
									同						有	同一	未成年	
								•	•	年	月				•	•	•父母指	定者
									別						無有	維持同一	•同居父	
									同・	年月	月						·未成年後 ·父母指定	定者
									別						無	維持	・同居父	甘
									同・	年	月				有	同一•	・父母指定者 ・同居父母	
									別						無	維持		日
									同・	年	月				有	同一	未成年父母指	後見人 定者
									別	,	, ,				無	維持	•同居父	
		増	額 〕	t	理由	7		ア	. 出	生								
		7 11	ня (イ	. その)		
ア. 死亡した キ. 父母指定者でなくなった																		
												性持する父母等の帰国)						
3-4 de		. 2-		-	生計を					ク				託又は	児童福	祉施設	等への	入所
	貝し	12	埋占			生計を維持しなくなった 若しくは入院 日本国内に住所を有しなくなった ケ. 児童と同居しなくなった												
				A .				を有しなくなった ク・児童と同店しなくなった 3ものを除く) (単身赴任の場合を除く)										
				+1	未成年						(+ !. そ(f ロ で 19	ホヘノ)	
			- 0 7V				ハで	1	シル		۱. ح	V) [U			1)	
事由の発生した年月日									1 ム ← → →	ーナケロ	П	ı	年	F		日	l/	b#
】							※ 改定	令		却下年月	口	令和	<u>改定</u> 和	午 人	j	手	当 月 🥫	額
/进 士/	<u>.</u>						却下		年	月	日		年	月				円
備考	,																	
1																		

※印の欄は、記入しないでください。

字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。 記名捺印に代えて署名することができます。

1 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当等の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。

なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。

- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 3 「氏名」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名 を記入してください。
- 4 「住所」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事業所の所在地を記入してください。
- 5「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入の必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持している ときに〇で囲んでください。
- 7 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 8 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- 9 「事由の発生した年月日」の欄は、「7」又は「8」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 10 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。

なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって、清瀬市長が確認することができるときは、当該書類を省略することができます。

- ① 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し 又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が 世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日 まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住し ていることを明らかにすることができる書類
- ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類